

令和3年度

事業計画

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会



# 目 次

■職員像・行動原則	1
■令和3年度事業方針	2
■新規・重点事項	3
■事業実施計画	
1 生活相談と支援活動の推進～個別相談機能の充実～	7
総合相談の実施	
2 支部社協活動の推進	11
支部社協及び小地域福祉活動の推進	
3 市民活動・ボランティア活動の推進及び地域福祉財源の獲得	15
市民活動・ボランティア活動の推進	
4 在宅福祉サービスの推進	18
在宅福祉サービスの推進	
5 第5次地域福祉活動計画の推進	25
第5次地域福祉活動計画の推進	
6 広報・啓発活動の推進	27
広報・啓発活動	
7 自主財源の確保	28
財源の確保	
8 事業展開に向けた組織基盤の強化	33
会務の運営	
職員の資質向上	
情報公開等	

## 『私たちが目指す職員像』

「誰もがつながりあって安心して暮らせるまち上尾」

に取り組むことを、私たちの使命とし、

「地域住民から愛され、信頼される社協づくり」を目指します。

## 『上尾社協職員の行動原則』

1. 私たちは、一人ひとりの住民の思いや願いを大切にし、地域住民の支え合いを応援します。
  - 住民が抱え込みがちな孤立や孤独の課題を常に意識し、住み慣れた地域でニーズを抱える対象者のその人らしい生活が継続できるよう、私たちは支援します。
  - 社協があらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場をつくる役割があることを理解し、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働に、私たちは努めます。
2. 私たちは住民と共に、育ち、育てる活動に取り組みます。
  - 住民一人ひとりが生活の中で役割をもつことを大切にし、さまざまな機会を通じて、身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりを進め、自らも積極的に参加します。
  - 各部署との連携のもとオール社協の体制で、地域の福祉活動に取り組む人々の育成に努めると共に、私たちは地域の実践に学び、職責に応じた業務を遂行できるように、幅広い知識を習得し資質の向上に努めます。
3. 私たちは、見つける、見える福祉を推進します。
  - 住民が主体となる福祉コミュニティづくりに必要な資金・資源・人材を地域に求め、掘り起こしていきます。
  - 地域住民へ細やかでわかりやすい情報の発信に努め、社協活動への理解が深まるように、事業や取り組みの報告内容を工夫し、誰もがわかりやすい社協の「見える化」を目指します。

## 令和3年度 事業方針

新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の大災害は、私たちの日常を大きく変えました。住民福祉活動に関わる多くの方は活動する側も利用する側も高齢の方が多いため、感染すると重症化するリスクが高く、命の危険が伴うことから、より慎重な判断と行動が必要となりました。一方で、住民福祉活動の対象者は、日頃から孤立しがちな人であり、災害時（今回は感染）には更に孤立を深めてしまい、異変に早く気付くことができなくなってしまうのです。

上尾市社会福祉協議会は全ての住民の命と健康を守ることを最優先とし、従来の「集まる」活動から感染リスクを回避した形での「つながり続ける」活動を模索し実践する1年となりました。新型コロナウイルスの終息には年単位の期間を要する可能性があることを鑑み、感染対策を徹底したうえで「顔を合わせる」活動も検討し、住民の孤立やフレイルの防止に取り組んでまいります。

さて、社会福祉協議会の基本的な役割の一つとして、「住民主体の理念に基づき、地域福祉問題に取り組み誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指す」ことが挙げられています。地域住民にとっての地域福祉とは、極めて自治活動に近く、押し付けられるものや与えられるものではありません。したがって、本会の経営及び運営組織、社協支部をはじめとする地域福祉推進の組織づくり、募金や会費の募集等について、自治会・町内会・区会に対して、丁寧に趣旨説明を行いながら、地域住民に協力を求めていくことが、なお一層重要になると考えています。

この「住民主体の理念に基づく地域福祉」の重要性は、令和元年10月の東日本台風による浸水被害の際にも証明されています。支援の柱となったのは、被災された地元の自治会をはじめとして、自主防災会等の地縁組織が持つ情報と、近隣の住民同士の寄り添いながらも一歩踏み込んだぬくもりのある支援の手でした。いかに日頃の地域における豊かなコミュニケーション活動が大切であるかを再認識しました。

上尾市社会福祉協議会では、地域住民の皆さまとともに、お互いの「思い」や「気づき」に働きかけ、形にしていくことを大きな方針として、「孤立」などの地域課題に向き合い取り組んでまいります。

## 新規・重点事項

### 1 生活相談と支援活動の推進～個別相談機能の充実～

本会は、地域住民が設置する「福祉初期相談の窓口」として、13の支部拠点があります。また、支部担当をはじめ地域福祉課職員は、要支援者のもとにアウトリーチを行い、世帯の生活課題を把握しながら関係機関と連携し支援を行います。「要支援者」と「その方を取り巻く地域住民」、「関係機関」とをつなぐ役割として、支援活動を展開していきます。

また、社協支部において「福祉ネットワーク部会」や「地域住民を交えたケア会議」を通じて、要支援者への理解や課題について学びながら、「助け合いサービス」の地域展開をはかります。

- ① 心配ごとを抱える住民の相談を職員全体で受け止め、必要に応じて関係者へ繋ぎ、支援します。来所が困難な方には、地域に出向き直接相談に応じます。
- ② 各社協支部の相談窓口を有効活用し、地域住民や各関係機関と連携をとり、支援活動を展開します。また、各社協支部に配置されているコーディネーターの人材の育成、確保に努めていきます。
- ③ 各社協支部に担当職員を配置し、きめ細やかな個別の相談支援と、コミュニティワークを推進できる職員の育成と体制づくりを行います。また、本会の貸付事業及び日常生活自立支援事業では「経済的に困窮」、あるいは「判断力の低下・身寄りが無く孤立」している方への自立を関係機関と共に支援します。

### 2 社協支部活動の推進

地域の様々な福祉課題について、13の社協支部を通じて、問題を抱える方への寄り添う支援とそうした方々を排除しない支えあえる地域づくりを行います。

また、地域の互助力の向上を目指し「生活支援体制整備事業」を市より受託し、市全域の業務を担う「第1層生活支援コーディネーター」と各支部圏域に「第2層生活支援コーディネーター」を配置し、本会地域福祉活動と重ねて取り組みます。

- ① 支部毎に問題を抱えた方の情報共有や支援のあり方等について地域住民と関係機関が話し合える場を設置し推進します。また、個別の案件を通じた地域における共通課題を検討し、社会資源（人・場所・サービス等）の把握及び開発を、地域住民とともに話し合う場として、「地域福祉懇談会」を位置付けます。  
こうした地域課題に対して、社協支部を基盤とした住民福祉活動については、広く地域住民に広報し啓発していくことに努めてまいります。

- ② 地域社会から孤立し課題を抱えがちな方の掘り起こしをしながら、「あったか見守りサービス事業」を13支部で展開し、電話等も活用したその人本位の多様な見守りを、民生委員、福祉委員や各種協力団体との連携を図りながら推進していきます。また、活動の担い手であるボランティアの新たな募集活動に取り組めます。
- ③ 小地域（第3層）における「住民主体の地域支え合い活動（生活支援サービス）」や「ふれあい・いきいきサロン」、「見守り活動」等の立ち上げを支援し、また関係者等の情報を本会及び支部拠点にて集約し、社会資源の把握、分析、地域住民への情報提供を行います。

また、支部圏域（第2層）において地域活動の担い手として求められる地域人材を養成するため、ボランティアセンターと協力して福祉教育や生活講座等を開催し、地域支え合い活動の発展、継続を図ります。
- ④ 住民の互助活動の推進には、自治会等における会員拡大の取り組みの促進は欠かすことができません。支部拠点において、自治会等への加入促進の取り組みを年間を通じて行います。

### 3 市民活動・ボランティア活動の推進及び地域福祉財源の獲得

- ① ボランティアセンターの役割として、ボランティア活動者や団体の育成、支援、福祉教育の推進、災害ボランティアセンターの設置準備、生活支援及びボランティア活動に関する広報啓発を充実し、ボランティア活動をきめ細やかに対応します。
- ② 新たな福祉ニーズに対応する活動の研究や取り組みを学びながら、社会資源間及びその資源と地域活動団体・ボランティアグループ等とのコーディネートを検討し結び付けていきます。
- ③ 市域において生活支援を実施する「あげお在宅サービス」の協力員を募集して、今後も充実させていきます。
- ④ 寄付文化の醸成を推進し社協における財源の確保に積極的に努めます。具体的には、「善意銀行」の運営と「施設・団体会員」の拡大及び「賛助会員」の募集の取り組みを、社協内各部署と連携し推進します。また、助成配分については、予算に応じた適切な配分を委員会の審議を経て行います。
- ⑤ 近年多発する国内の災害に対応するため「災害ボランティアセンター立ち上げ訓練」や「ボランティア養成講座」を継続して行っていきます。
- ⑥ ボランティア活動を始めるきっかけづくりとして、ボランティア養成講座の開催やはじめてのボランティア体験の場を提供する「はじボラ（通称）」を開催し、ボランティア人口の増大をはかります。また、福祉教育（車いすやアイマスク、点字などの体験学習）を展開していくため、対象者を子どもから大人までと広

くとらえ、学校のみならず企業や諸地域にも出向き積極的に取り組んでいきます。

#### 4 在宅福祉サービスの推進

高齢者・障がい者が、在宅で生活が続けられるよう介護保険によるサービスや障害福祉サービス等の質の向上と人材確保に努めます。

子育て支援として実施するファミリー・サポート・センター事業は、子育て支援が必要な方への周知と支援員（提供会員）の確保に努めていきます。また、上尾市より養育支援事業と産前産後ヘルパー派遣事業の委託を受け、産前産後の支援を図っていきます。

さらに、「身体障害者福祉センターふれあいハウス」「障害福祉サービス事業所かしの木園」「老人福祉センターことぶき荘」については、利用者に親しまれるサービスの向上に取り組んでいきます。

#### 5 第5次上尾市地域福祉活動計画の推進

第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画は、5年目を迎え次の計画へ向けて策定の作業を行います。また、計画の策定における重要なポイントは、地域住民が福祉課題を我がことと捉え行動することや、関係者間の連携が重要なポイントになります。さらに、この活動を展開する上で、財源を確保することが重要でありその具体的な方策が必要とされます。

本会は、市と合同で事務局体制をとりながら、計画を推進するための以下の基盤の強化に努めていきます。

- 住民に理解、認知されるために広報啓発活動の取り組みを推進します。
- 職員の専門性の強化を図り、対応力を強化します。
- 本会の財源を確保し、安定的な運営に努めます。
- 本会の意思決定機関である理事会、評議員会、各種委員会における意見交換と承認のもとで、本会が合議機関としての役割を明確にもちながら、計画の取り組みの充実を図ります。

#### 6 広報・啓発活動の推進

広報紙「社協だより」と「ボランティア情報ふれふれ」を合併し、年3回の発行をポスティングにより全世帯へ配布いたします。このことにより、自治会未加入者にも福祉情報等をきめ細やかに伝えていくと共に、募金等の募集啓発も行っていきます。また、ホームページやSNS等を活用し迅速な情報の提供とコンテンツの拡充を行うとともに、若い世代が関心をもつような講座内容の工夫や、申し込みし易い入力フォームの活用について引き続き取り組んでいきます。



## 7 自主財源の確保

世帯・個人会員及び個人賛助会員は、見守り活動や各支部事業など、地域福祉を推進するうえで欠かせない重要な財源です。「地域住民相互の助け合い」を基本にして、会費が地域福祉活動に活用されていることを、地域住民へ会合や行事を通して説明し、社会福祉協議会会員加入の促進に努めます。

日赤募金は、災害救援や血液事業等人道的支援活動、地域の福祉の向上のため講習会を実施するなど使用されています。身近な講習会を通して日赤事業の広報・啓発を図り、日赤募金を推進します。

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金は、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組むための重要な財源です。市内のイベント会場や駅などでの街頭募金活動を行うことにより、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金への理解を深めていただき、募金の増額を目指します。

自動販売機の収益については、減少傾向のため、自動販売機の設置協力者をホームページ等を活用し募集していきます。

## 8 事業展開に向けた組織基盤の強化

理事会・評議員会及び各種委員会の円滑な運営、総合福祉センターの管理運営を行います。また、成年後見制度の利用促進に向けた検討を行い、上尾市より成年後見センターの受託に向けて、組織基盤を強化し職員の研修や人材育成に積極的に取り組みます。

災害時対応としては、緊急時に職員の安全確保や事業が滞りなく継続できるよう、危機管理マニュアルやBCP計画に則り対応していきます。

## 事業実施計画

<b>1 生活相談と支援活動の推進～個別相談機能の充実～</b>									
総合相談の実施	担当部署：地域福祉課								
事業項目及び計画、概要	期待される効果及び特記事項								
<p><b>(1)日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業の実施）</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：地域福祉権利擁護事業</b></p> <p>福祉サービス利用援助事業（通称：あんしんサポートねっと）は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手や、理解、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者に対して、福祉サービスの利用援助、生活費や日用品等の代金支払い等に伴う預金の払い戻し、書類等の預かり援助を行うことにより、その者の権利を擁護することを目的としています。</p> <p>利用料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約までのご相談や支援計画の作成は無料です。</li> <li>・契約後の生活支援員によるお手伝いには次の料金がかかります。</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">援助の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 福祉サービス利用援助</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 日常生活上の手続き援助</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 日常的金銭管理</td> <td style="padding-left: 20px;">1回1時間まで800円 以降30分ごとに400円が加算されます。</td> </tr> <tr> <td>(4) 書類預かりサービス</td> <td style="padding-left: 20px;">基本料金2,000円（1年間） 利用料 500円（1カ月）</td> </tr> </table> <p>※生活保護世帯は無料です。</p> <p>令和3年度事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談に対しては、他機関と連携しながら契約に結びつけていきます。</li> <li>・契約締結後は、生活支援員と協力をして利用者支援に努めていきます。</li> <li>・生活支援員との情報共有を図るとともに、研修等による支援員の育成に努めていきます。</li> </ul> <p>令和3年度予算：4,857,000円（R2：8,167,000円）</p>	(1) 福祉サービス利用援助		(2) 日常生活上の手続き援助		(3) 日常的金銭管理	1回1時間まで800円 以降30分ごとに400円が加算されます。	(4) 書類預かりサービス	基本料金2,000円（1年間） 利用料 500円（1カ月）	<p>日常生活自立支援事業</p>
(1) 福祉サービス利用援助									
(2) 日常生活上の手続き援助									
(3) 日常的金銭管理	1回1時間まで800円 以降30分ごとに400円が加算されます。								
(4) 書類預かりサービス	基本料金2,000円（1年間） 利用料 500円（1カ月）								

<p><b>(2) 福祉資金・緊急生活資金の貸付</b></p> <p>※予算書におけるサービス区分：福祉資金貸付事業</p> <p><b>①福祉資金貸付（上尾社協実施、上尾社協申請窓口）</b></p> <p>一時的に生活が困難になった低所得世帯の応急的需要を満たし、生活の安定と自立の助長をはかることを目的とした貸付制度です。（担当地区の民生委員・児童委員が貸付対象と認めた場合のみ）</p> <p>貸付限度額：5万円（償還期限1年以内・無利子）</p> <p><b>②被（要）保護者及び生活困窮者自立支援事業契約者緊急生活資金貸付（上尾社協実施、上尾市生活支援課申請窓口）</b></p> <p>被（要）保護者及び生活困窮者自立支援事業契約者に対し、資金の範囲内で緊急に必要とする生活資金を貸付することにより、その世帯の当座の生計の維持を目的とした貸付制度です。</p> <p>貸付限度額：2万円（無利子）</p> <p>令和3年度事業計画</p> <p>相談者からの直接受付のほか、住民、区会、町内会、自治会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などから連絡、情報提供を受け、対象者へ連絡・訪問し相談に応じます。また、関係機関や関係先とも連携し相談者に最適なプランの検討をします。</p> <p>上尾市生活支援課（くらしサポート相談窓口）との連携、情報共有。</p> <p>令和3年度予算：16,287,000円（R2：16,376,000円）</p>	<p>福祉資金・緊急生活資金の貸付</p>
<p><b>(3) 生活福祉資金の貸付</b></p> <p>※予算書におけるサービス区分：生活福祉資金（県社協）</p> <p><b>①福祉資金貸付（埼玉県社協実施、上尾社協申請窓口）</b></p> <p>低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を目的とした貸付制度です。</p> <p>貸付資金種別としては、総合支援資金、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金等があります。</p> <p>本貸付は、申込から償還完了まで、本会や担当地区の民生委員・児童委員等の関係機関が継続して支援を行います。</p>	<p>生活福祉資金の貸付</p>

<p>令和3年度事業計画</p> <p>相談者からの直接受付のほか、住民、区会、町内会、自治会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などから連絡、情報提供を受け、対象者へ連絡・訪問し相談内容には親身に応じます。また、埼玉県社協や民生委員・児童委員と連携し相談者に最適なプランの検討をします。</p> <p>令和3年度予算：7,405,000円 (R2：4,229,000円)</p>	
<p><b>(4) 行路者旅費の支給</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業</b></p> <p>上尾市に辿り着いた行路者（現に所持金がなく旅費等に困窮し、他から融通できない者）に対して、1人300円以内を限度として旅費を支給します。</p> <p>令和3年度予算：50,000円 (R2：50,000円)</p>	<p><b>行路者旅費の支給</b></p>
<p><b>(5) 要（準要）保護児童生徒遠足費の援助</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：共同募金配分金事業</b></p> <p>民間社会福祉事業団体の立場から経済的理由により遠足等に参加することが困難な要保護及び準要保護児童生徒に対し、この費用の一部を援助し、すべての児童生徒が等しく参加できることを目的としています。</p> <p>対象者は、市内の小学校又は中学校に在学する児童生徒のうち、次に該当する方です。</p> <p>(1) 生活保護法による被保護世帯の児童生徒</p> <p>(2) 市教育委員会及び学校において、準要保護と認定されている児童生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童生徒：遠足補助（実費額(但し、小学生2,000円限度、中学生4,000円限度)）</li> <li>・準要保護児童生徒：林間(臨海)学校補助（実費額(但し、10,000円限度)）</li> </ul> <p>令和3年度予算：2,346,000円 (R2：3,082,000円)</p>	<p><b>要（準要）保護児童生徒遠足費の援助</b></p>

<p><b>(6)心配ごと相談</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：心配ごと相談事業</b></p> <p>住民の日常生活上の心配ごと相談を受け、必要に応じて関係機関と連携し適切な支援につなげます。</p> <p>令和3年度事業計画</p> <p>相談者からの直接受付のほか、住民、区会、町内会、自治会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などから連絡、情報提供を受け、対象者へ連絡・訪問し相談内容には親身に応じます。</p> <p>①受付窓口：地域福祉課 月～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）</p> <p>②各社協支部拠点初期相談窓口：開所日は各支部拠点による</p> <p>令和3年度予算：96,000円 （R2：148,000円）</p>	<p>心配ごと相談</p>
--	---------------

<b>2 支部社協活動の推進</b>	
支部社協及び小地域福祉活動の推進	担当部署：地域福祉課
<b>事業項目及び計画、概要</b>	<b>期待される効果及び特記事項</b>
<p><b>(1) 支部活動の推進及び支援</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業、地域福祉推進事業</b></p> <p>上尾市事務区設置に関する規程による行政地区名等を冠したのものとして13の社協支部を上尾市内に設置しています。13支部は、福祉委員、理事、役員、監事、コーディネーター等により組織されており、各種団体(上尾市自治会連合会及び連絡会、民生委員・児童委員協議会、各種福祉関係団体等)から選出された方々から組織される合議体となっています。</p> <p>支部の活動としては、地区内の住民が主体となり、社会福祉関係者の参加及び協力を得て、地区における地域福祉活動の増進を図ることを目的として次の事業を行っています。</p> <p>(1) 支部圏域における住民福祉の増進及び小地域福祉活動への啓発・支援</p> <p>(2) 支部圏域内の地域包括支援センター等の関係機関や社会福祉団体等との協働や連絡調整</p> <p>(3) 世帯・個人会員会費の募集への協力</p> <p>(4) 共同募金事業(赤い羽根、歳末たすけあい)及び日赤事業への協力</p> <p>(5) 市社協事業への協力</p> <p>(6) その他、各支部の目的達成のために必要な事業</p> <p>令和3年度事業計画</p> <p>コロナ禍において、感染対策を徹底したうえで「顔を合わせる」つながるための活動や方法を検討し、住民の孤立やフレイルの防止に取り組みます。</p> <p>令和3年度予算：支部育成費・3,250,000円(R2:3,250,000円) 世帯・個人会費交付金・1,663,000円(R2:1,421,000円)</p>	支部活動の推進及び支援

<p><b>(2) 安心・安全見守りネットワーク活動（あったか見守り事業）の推進</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：安心・安全見守りネットワーク事業</b></p> <p>社協13支部を中心として、孤立しがちな人々への声かけと見守り活動を進め、「困りごと」の相談と支え合い活動に取り組み、「困ったときはお互い様」の地域づくりを目指す活動です。</p> <p>あったか見守りサービス事業とは、見守り協力員（ボランティア）が見守り対象者（例：孤立しがちで継続的な見守りが必要な人及び世帯）を訪問、または電話等による安否確認を行うとともに、安心して生活することができるよう必要に応じて日常生活の支援を行い、もって在宅福祉の向上を図ることを目的としています。業務内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 見守りを希望し、又は必要とする対象者の相談及び受付に関すること</li> <li>(2) コーディネーターに関すること</li> <li>(3) 見守り協力員に関すること</li> <li>(4) 調整、相談等を実施する拠点の維持及び管理に関すること</li> <li>(5) 必要に応じて民生委員、地域包括支援センター、自治会長及び町会長等、その他の関係機関との連絡調整及び連携に関すること</li> </ol> <p>※令和2年度には、大石西支部拠点を移転し、新しい拠点として活用を始めました。</p> <p>令和3年度事業計画</p> <p>コロナ禍において、「孤立」や「フレイル」が懸念されるため、感染対策を徹底したうえで、支部拠点を開所し、「顔を合わせる」形での見守り及び「困りごとの相談」を受け、つないでいきます。</p> <p>令和3年度予算：8,121,000円（R2：8,634,000円）</p>	<p>安心・安全見守りネットワーク活動（あったか見守り事業）の推進</p>
<p><b>(3) 地域交流サロン等活動の支援</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：共同募金配分金事業</b></p> <p>「地域交流サロン事業」</p> <p>上尾市社会福祉協議会では、社協支部を通じて孤立を防ぐための「たまり場」として、区会・自治会・町内会でのサロン活動の取組みを促進しています。また、従来のサロン活動を推進するとともに、「介護予防」の視点や方法など多様な形態のサロンや集える場づくりを行うために、専門機関との連携に努めています。</p>	<p>ふれあい・いきいきサロン等活動の支援</p>

<p>令和3年度事業計画</p> <p>コロナ禍において、感染対策を徹底したうえで、「顔を合わせる」つながるための活動や方法を検討し住民の孤立やフレイルの防止に取り組みます。</p> <p>令和3年度予算：1,200,000円 (R2：1,200,000円)</p>	
<p><b>(4)上尾西地域福祉センターの運営</b></p> <p>場所：上尾市小敷谷858-5</p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：上尾西地域福祉センター事業</b></p> <p>西側の地域福祉活動の拠点として、福祉団体への会議室の貸し出しや地域の方々の交流のためのコミュニティスペースなど地域住民のための施設です。小さなお子さん連れの方から高齢の方まで、年齢や立場の違う方々が、いろいろな目的で集まる場所として利用されています。</p> <p>令和3年度事業計画</p> <p>コロナ禍において、感染対策を徹底したうえで、福祉団体の活動支援に努めます。</p> <p>令和3年度予算：5,464,000円 (R2：5,897,000円)</p>	<p>上尾西地域福祉センターの運営</p>
<p><b>(5)生活支援体制整備事業（第1層・第2層）</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：生活支援体制整備事業</b></p> <p>生活支援体制整備事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）を根拠として業務を実施しています。日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、高齢になっても住み慣れた地域で生きがいを持って生活が送れるよう支援体制の充実及び強化を図ることを目的としています。</p> <p>第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターと連携し、市全域における社会資源の把握及び開発に努めます。また、ボランティアセンターと連携し、講座の開催や研修を実施し、人材の発掘・育成を行い、第2層での活動に結び付けることに努めます。</p> <p>第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域（13社協支部圏域）を対象とした生活支援、介護予防サービスのコーディネート等に関する業務を行います。</p> <p>コーディネーターの役割としては、啓発事業、人材育成・養成、社会資源</p>	<p>生活支援体制整備事業（第1層・第2層）</p>



<p>の開発、既存団体との連携・支援等、関係者間の情報共有、総合事業支援などがあります。</p> <p>令和3年度事業計画 大石東、大石西支部を新たに推進支部として位置付け、互助力の向上を目指し取り組みます。</p> <p>令和3年度予算：48,555,000円（R2：44,081,000円）</p>	
<p><b>(6)地域福祉を考える集いの開催</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：生活支援体制整備事業</b></p> <p>「孤立者を一人も出さない地域づくり」を目指し、つながりが切れないように、地域では様々な支え合いの活動が行われています。その活動が広がるよう、講演と実践事例を通して、皆さんと一緒に考えるシンポジウムとして開催しています。</p> <p>※令和2年度はコロナ禍のため、初のオンライン（上尾市 YouTube チャンネル）で開催しました。</p> <p>令和3年度事業計画 地域福祉懇談会等により、地域における共通課題を把握したうえで、住民参加のシンポジウムとして開催する予定です。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大状況により、令和2年度同様にオンラインでの開催も検討します。</p> <p>※予算は「生活支援体制整備事業」より支出。</p>	<p>地域福祉を考える集いの開催</p>

3 市民活動・ボランティア活動の推進及び地域福祉財源の獲得	
市民活動・ボランティア活動の推進	担当部署：地域福祉課
事業項目及び計画、概要	期待される効果及び特記事項
<p><b>(1) ボランティアセンター及び、ボランティアビューローの運営</b>  <b>「ボランティアセンター」</b></p> <p>事務所：上尾市大字平塚724番地、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会内</p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：ボランティア事業、共同募金配分金事業</b></p> <p>ボランティアセンターは、地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、社会連帯意識の高揚をはかり、組織的なボランティア活動の育成、援助を行い、社会福祉の増進に資することを目的としています。</p> <p>令和3年度は、「全社協 福祉ビジョン2020」で言われている「地域共生社会」及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という2つの方向性をもとに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざすことを目的とし、以下の事業を展開していきます。</p> <p>令和3年度事業計画</p> <p>1) 地域共生社会SDGsの取り組み</p> <p>SDGs（エスディーゼーズ）とは、一人ひとりが社会の課題を意識し、自身の生活を見直していくことで、世界中の人々のより良い暮らしを守っていくための取り組みです。現在行われているボランティア活動や福祉活動が、既にSDGsの取り組みであることを住民へ発信していきます。</p> <p>2) フードドライブの実施</p> <p>新型コロナ禍により、困窮している世帯が増えています。多くの人々のより良い暮らしを支えるための取り組みとして、また、フードパントリーや子ども食堂などを知ってもらう機会として実施します。</p> <p>3) 夏休みボランティア体験</p> <p>新型コロナ禍により、ほとんどのボランティア活動は休止している状態ですが、ボランティアの必要性は、福祉施設や地域住民など多くの方が感じていることです。非接触で行えるボランティア活動を中心に、ボランティア体験を行い、ボランティア活動への参加のきっかけづくりのため実施します。</p>	<p>ボランティアセンター及び、ボランティアビューローの運営</p> <p>「ボランティアビューロー」</p> <p>※施設の老朽化による改修工事のため、令和2年10月1日から令和3年11月30日の間、コミュニティセンターは休館中です。そのため、ボランティアビューローも改修工事中は閉所しています。</p>

<p>4) 学校における福祉体験  小中学校の総合学習の中で行われる福祉体験授業の支援を行います。</p> <p>① 障がい者の理解の促進のための車いす・アイマスク体験  ② 新型コロナウイルス感染症者や医療従事者への偏見をなくすためのシトラスリボンプロジェクトの取り組み</p> <p>5) 作文コンクール  埼玉県社会福祉協議会主催による作文コンクールの、上尾市独自の表彰を取り入れて実施します。</p> <p>6) オンラインボランティア体験会  登録ボランティアグループの活動支援のため、オンラインボランティア活動の体験会を実施します。</p> <p>7) ボランティアビューローの運営  ボランティアグループの活動場所の提供及びボランティア相談窓口として、上尾市コミュニティセンター内に拠点として設置します。また、印刷機やオンライン活動の機材などボランティア活動に必要な機材の貸出を行います。</p> <p>令和3年度予算：6,402,000円  (R3：6,007,000円/V事業 396,000円/共募配分金)  (R2：6,124,000円/V事業 71,000円/共募配分金)</p>	
<p><b>(2) 善意銀行の受入れ及び払出し、感謝顕彰</b>  <b>*予算書におけるサービス区分：善意銀行事業、ボランティア事業</b></p> <p>上尾市民の善意を振興し、社会福祉全般の向上発展を促進するため寄付者からの寄付金及び寄贈品の受入れを行います。</p> <p>寄付者からの寄付金及び寄贈品に関しては、本会または福祉施設・団体等を指定していただき、寄付者の意向に沿って払出しを行います。</p> <p>また、感謝顕彰として、本会への寄付者に対して標準額（個人2万円、団体5万円。物品については、寄付当時の時価で計算した金額。）に応じて、本会会長名の感謝状を贈呈します。</p> <p>令和3年度は、本会や各福祉団体への寄付の醸成に努めていきます。</p> <p>令和3年度予算：11,393,000円 (R2：13,185,000円)</p>	<p>善意銀行の受入れ及び払出し、感謝顕彰</p>

<p><b>(3) ふれあい広場の支援</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：共同募金配分金事業</b></p> <p>上尾市ふれあい広場は、障がいを持つ人たちの様々な問題に取り組み、より多くの人たちの理解を得ながら、障がい者の理解の促進、市民との交流を図る場として開催しています。</p> <p>令和3年度については、新型コロナウイルスの影響により、中止を決定しています。</p> <p>令和3年度予算：390,000円（R2：390,000円）  （うち、共同募金配分金事業からの関係団体補助金90,000円）</p>	<p>ふれあい広場の支援</p>
---	------------------

4 在宅福祉サービスの推進	
在宅福祉サービスの推進	担当部署：在宅福祉課、かしの木園
事業項目及び計画、概要	期待される効果及び特記事項
<p><b>(1) 介護保険居宅介護支援事業</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：居宅介護事業</b>            介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成等を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助をしています。</p> <p>令和3年度事業計画            令和3年度法改正に伴い、利用者に説明し、新制度改正に対応していく。</p> <p>令和3年度予算：5,257,000円 (R2：8,445,000円)</p>	<p>介護保険居宅介護支援事業            管理者 1名            介護支援専門員 1名</p>
<p><b>(2) 介護保険訪問介護事業</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：訪問介護事業</b>            訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>令和3年度事業計画            利用者及び職員・登録ホームヘルパーの安心安全を確保して支援する。</p> <p>令和3年度予算：44,923,000円 (R2：50,283,000円)</p>	<p>介護保険訪問介護事業            管理者 1名            サービス提供責任者 6名            登録ホームヘルパー 46名</p>
<p><b>(3) 障害者等ホームヘルプサービス事業</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：障害者総合支援居宅介護等事業</b>            障害者及び障害児の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的としています。居宅介護等の内容については、次のとおりです。</p> <p>(1) 身体介護            (2) 家事援助            (3) 重度訪問介護</p> <p>日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。</p>	<p>障害者等ホームヘルプサービス事業            管理者 1名            サービス提供責任者 6名            登録ホームヘルパー 46名</p>

<p>(4) 同行援護</p> <p>視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の支援を行う。</p> <p>令和3年度事業計画 利用者及び職員・登録ホームヘルパーの安心安全を確保して支援する。</p> <p>令和3年度予算：73,941,000円 (R2：88,437,000円)</p>	
<p><b>(4) 移動支援事業</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：移動支援事業</b></p> <p>障害者及び障害児の意思及び人格を尊重し、適切な移動支援を提供することを目的としています。事業内容については、次のとおりです。</p> <p>(1) 外出時の移動支援 (2) 前号に掲げる便宜に付帯する便宜 移動支援に付帯するその他必要な相談及び助言</p> <p>令和3年度事業計画 利用者及び職員・登録ホームヘルパーの安心安全を確保して支援する。</p> <p>令和3年度予算：15,301,000円 (R2：19,193,000円)</p>	<p><b>移動支援事業</b></p> <p>管理者 1名 サービス提供責任者 6名 登録ホームヘルパー 46名</p>
<p><b>(5) 地域活動支援センター事業</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：地域活動支援センター事業</b></p> <p>上尾市身体障害者福祉センター条例等に基づき、本会が「上尾市身体障害者福祉センターふれあいハウス」を管理運営しています。</p> <p>センターは、利用者が地域において自立した生活ができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、創作的活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与しています。サービス内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 創作的活動 (2) 社会との交流促進 (3) 機能訓練及びスポーツレクリエーション (4) 社会適応訓練 (5) 送迎サービス</p>	<p><b>地域活動支援センター事業</b></p>

<p>(6) その他利用者の支援に関すること</p> <p>令和3年度事業計画 感染症対策について、館内の利用時、手指消毒、検温、体調確認、マスクの着用、身体的距離の確保や換気等行う他、施設の利用制限、参加人数の制限を行うなど、利用者の安全安心に努めます。</p> <p>令和3年度予算：28,244,000円 (R2：29,078,000円)</p>	
<p><b>(6)手話講習会の開催</b> <b>※予算書におけるサービス区分：身体障害者福祉センター管理運営事業</b></p> <p>上尾市障害者地域生活支援事業実施規則等に基づき、本会が「上尾市手話通訳者養成等講習会」の業務受託をしています。</p> <p>上尾市聴覚障害者協会及び上尾市手話通訳問題研究会の協力もと、手話講習会（入門編～基礎編～手話通訳者養成Ⅰ、Ⅱ）を開催しています。</p> <p>令和3年度事業計画 入門手話講習会（社協業務委託） 基礎手話講習会（聴覚障害者協会へ委託） 手話通訳者養成講習会（聴覚障害者協会へ委託）</p> <p>令和3年度予算：3,069,000円 (R2：3,039,000円)</p>	<p><b>手話講習会の開催</b></p>
<p><b>(7)手話通訳者派遣事業</b> <b>※予算書におけるサービス区分：手話通訳者派遣事業</b></p> <p>上尾市障害者地域生活支援事業実施規則に基づき、本会が「上尾市意思疎通支援（手話通訳）事業」を受託運営しています。</p> <p>手話通訳者派遣は、聴覚障害者、音声機能障害者及び言語機能障害者が家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うことができるよう手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的として、次の業務を行っています。</p> <p>(1) 手話通訳者の派遣に関する業務 (2) 手話通訳者の登録に関する業務 ほか</p> <p>令和3年度事業計画 ・登録手話通訳者定例会の開催（年間6回）</p>	<p><b>手話通訳者派遣事業</b></p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録手話通訳者技術勉強会の開催（年間6回）</li> <li>・聴覚障がい者対象「健康講座」の開催（年間1回）</li> </ul> <p>令和3年度予算：45,467,000円（R2：47,340,000円）</p>	
<p><b>(8)リフト付車両「ふれあい号」運行事業</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：リフト付車両運行事業</b></p> <p>上尾市リフト付車両運行事業実施要綱に基づき、本会が「上尾市リフト付車両運行業務」を受託運営しています。</p> <p>身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた、車いすを常時使用する方等に、車いすを使用した状態で乗降できる専用車での「医療機関への通院等」の送迎を行っています。委託業務内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) リフト付車両の運行に関する業務</li> <li>(2) リフト付車両を利用しようとする者の登録の手続に関する業務</li> <li>(3) リフト付車両の利用の手続及び調整に関する業務 ほか</li> </ol> <p>令和3年度事業計画</p> <p>感染症対策について、運行前後の手指消毒やマスクの着用、車内の消毒を行うなど安心安全に努めます。また、関係機関等に協力をいただきながら利用者拡大に努めます。</p> <p>令和3年度予算：11,749,000円（R2：11,422,000円）</p>	<p>リフト付車両「ふれあい号」運行事業</p>
<p><b>(9)福祉機器リサイクル及び貸出し事業</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：福祉機器リサイクル及び貸出し事業</b></p> <p>上尾市障害者地域生活支援事業実施規則に基づき、不要になった福祉機器の寄付を受付、整備したものを、高齢者及び障害児・者等に対し、日常生活及び社会生活の便宜を図ることを目的に貸出しを行っています。</p> <p>貸出の対象福祉機器は、ベッド・マットレス・車いす（電動車いすを除く）及びエアーマットです。</p> <p>令和3年度は、福祉機器の貸出し申請が多くあるため、安定的に相談に応じられるよう、福祉機器の確保を行っていきます。</p> <p>令和3年度予算：595,000円（R2：673,000円）</p>	<p>福祉機器リサイクル及び貸出し事業</p>



<p><b>(10)福祉車両「あゆみ号」の貸出事業</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：共同募金配分金事業</b>  車いすを使用している者又は外出に介助を必要とする方や、身体障害者団体等へ本会が所有する福祉車両（あゆみ号）の貸出を行っています。</p> <p>令和3年度事業計画  感染症対策について、貸出をする利用者へ、運行前後の手指消毒やマスクの着用、車内の消毒を行うなど、安心安全に貸出事業が出来るように努めます。</p> <p>令和3年度予算：284,000円（R2：507,000円）</p>	<p>福祉車両「あゆみ号」の貸出  <b>※令和2年12月にイオンリテール㈱から、本会へ福祉車両1台（日産キャラバン・定員10名）の寄贈がありました。</b></p>
<p><b>(11)あげお在宅福祉サービス事業</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：あげお在宅事業</b>  利用される方も協力される方も会員として登録し、会員相互扶助による助け合いの活動です。</p> <p>協力員は生活に不便を感じている高齢者などに家事援助の支援を行います。</p> <p>令和3年度は、昨年の緊急事態宣言より活動を休止しているため、買い物や外回りの掃除など、接触を控えた活動から再開を目指します。</p> <p>令和3年度予算：210,000円（R2：680,000円）</p>	<p>あげお在宅福祉サービス事業</p>
<p><b>(12)ファミリー・サポート・センター事業</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：ファミリーサポート事業</b>  上尾市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づき、本会が「ファミリー・サポート・センター事業」を受託運営しています。</p> <p>地域において子どもの預かり援助をする者（提供会員）と援助を受けることを希望する者（依頼会員）をもって構成する会員組織で以下の業務を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 提供会員及び依頼会員の募集及び登録その他会員組織に関すること。</li> <li>(2) 会員による相互援助活動の調整に関すること。</li> <li>(3) 保育所、幼稚園、家庭保育室、小学校及び学童保育所等並びにその他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 援助活動に係る研修及び指導に関すること。</li> <li>(5) 会員の交流に関すること。</li> </ol>	<p>ファミリー・サポート・センター事業</p>

<p>(6) ファミリー・サポート・センターの広報に関すること。 ほか</p> <p>令和3年度事業計画  入会説明会及び提供会員講習会の実施  ファミサポだより（会報）年2回発行</p> <p>令和3年度予算：8,909,000円（R2：8,575,000円）</p>	
<p><b>(13) 老人福祉センター「ことぶき荘」</b>  場所：上尾市総合福祉センター内 2階  <b>※予算書におけるサービス区分：ことぶき荘管理運営事業</b>  上尾市老人福祉センター条例に基づき、本会が「上尾市老人福祉センターことぶき荘」を管理運営しています。  高齢者福祉に寄与する目的で以下の業務を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 集会又は教養娯楽のための施設及び設備を提供すること。</li> <li>(2) 老人の生活・健康相談及び老人のレクリエーション活動等の推進指導に関すること。</li> <li>(3) 老人の教養講座その他教養の向上に関すること。</li> <li>(4) 施設、設備及び物品の維持管理に関すること。</li> <li>(5) 使用料の徴収に関すること。</li> <li>(6) 利用者の送迎に関すること。</li> <li>(7) その他センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ol> <p>令和3年度事業計画  感染症対策について、館内の利用時、手指消毒、検温、体調確認、マスクの着用、身体的距離の確保や換気等行う他、状況によっては施設の利用制限を行うなど、利用者の安全安心に努めます。</p> <p>令和3年度予算：24,620,000円（R2：25,098,000円）</p>	<p>老人福祉センター「ことぶき荘」</p>
<p><b>(14) 障害福祉サービス事業所「かしの木園」</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：障害福祉サービス事業所かしの木園運営事業</b>  上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例等に基づき、本会が「上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園」を管理運営しています。  かしの木園（生活介護・35名定員）に通所する方は、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上であり、障害福祉サービス受給者証の交</p>	<p>障害福祉サービス事業所「かしの木園」</p>

付を受けています。障害福祉サービスの内容は以下のとおりです。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事、排せつ等の介護
- (3) 日常生活上の支援
- (4) 軽作業等の生産活動
- (5) 創作的活動 ほか
- (6) 健康管理
- (7) 特別支援学校及び在宅者の実習受け入れ
- (8) 保護者との連携
- (9) 他機関との連携

令和3年度事業計画

感染症対策として検温や消毒、部屋の換気を徹底しながら利用者一人ひとりの個別課題に向き合った支援を実施します。また、生活の質向上に資するよう余暇活動の取り組みも充実させます。

令和3年度予算：105,473,000円 (R2：111,140,000円)

5 第5次地域福祉活動計画の推進	
第5次地域福祉活動計画の推進	担当部署：地域福祉課
事業項目及び計画、概要	期待される効果及び特記事項
<p><b>(1) 地域福祉活動計画推進委員会の開催</b></p> <p>委員会は、各種団体(自治会長、民生委員・児童委員、支部社協、福祉団体等)や本会理事、評議員による9名で構成されています。</p> <p>役割は、地域福祉活動計画の評価及び見直し等の計画の進行管理です。</p> <p>令和3年度委員会：必要に応じて開催</p>	<p>地域福祉活動計画推進委員会の開催</p>
<p><b>(2) 第5次上尾市地域福祉活動計画</b></p> <p>上尾市地域福祉計画の計画期間終了に伴い、第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画(平成29年から令和3年度)を策定しました。これからの地域福祉をより一層推進していくために、市と市社会福祉協議会が地域課題、基本理念や基本目標等を共有し、今まで以上に連携して取り組んでいけるよう合同策定し一体化計画としました。策定した主な内容は以下のとおりです。</p> <p>基本理念：「誰もがつながりあって安心して暮らせるまち 上尾」</p> <p>基本目標と取り組み：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスが利用しやすい地域の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>取り組み1. 福祉サービスの利用支援</li> <li>取り組み2. 支援をつなぐ仕組みづくり</li> <li>取り組み3. さまざまな団体などによる支え合いの仕組みづくり</li> </ul> </li> <li>誰もが快適に住み続けられる地域の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>取り組み4. 誰もが外出しやすい環境づくり</li> <li>取り組み5. 地域における防災機能の強化</li> <li>取り組み6. 地域における見守り・声かけによる安全の確保</li> </ul> </li> <li>誰もが役割を持つことができる地域の実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>取り組み7. 隣近所や地域の力による福祉活動のきっかけづくり</li> <li>取り組み8. 地域福祉活動の担い手の育成</li> <li>取り組み9. 活動団体への支援</li> </ul> </li> </ol>	<p>第5次地域福祉活動計画</p>

### 「地域福祉懇談会の開催」

「誰もがつながりあって安心して暮らせるまち 上尾」を基本理念とした、「第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画」に沿って“福祉のまちづくり”を推進するため、各13支部が中心となり関係機関・関係団体等と協働して地域福祉の懇談会を開催しています。

地域福祉懇談会で挙げられた、市民の声や諸課題に対する中・長期的な取り組み手法は、本計画に反映されています。

※令和2年度はコロナ禍のため懇談会は中止とし、次期計画に向けたアンケート調査の結果を地域課題として共有することになりました。

#### 令和3年度事業計画

本年度は、計画実施期間の最終年度にあたるため、「第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画」の策定に向けた作業を実施していきます。

6 広報・啓発活動の推進	
広報・啓発活動	担当部署：地域福祉課
事業項目及び計画、概要	期待される効果及び特記事項
<p><b>(1) 『社協だより・ボランティア情報紙ふれふれ』の発行</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業、ボランティア事業、生活支援体制整備事業、共同募金配分金事業</b></p> <p>本会の活動や社会福祉、会員や各種募金募集、ボランティア活動等に関する様々な情報を届け、広く福祉への関心や活動への意欲を高めることを目的として発行します。</p> <p>令和3年度事業計画  発行回数：3回（6月、10月、2月）  発行部数：10万部／1回あたり  配布方法：ポスティングによる全戸配布</p> <p>令和3年度予算：5,570,070円（R2：5,848,000円）</p>	<p>『社協だより・ボランティア情報紙ふれふれ』の発行</p>
<p><b>(2) ホームページの運用</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業</b></p> <p>ホームページの活用を推進することにより、積極的な情報の公開及び住民への福祉サービスの一層の向上を図ることを目的とし、市民へのタイムリーな情報発信を行います。</p> <p>更新：適宜</p>	<p>ホームページの運用</p>
<p><b>(3) SNSの活用</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業</b></p> <p>人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、ソーシャルメディアを活用していきます。主に、短いつぶやきを投稿・共有する「Twitter」（ツイッター）を開設し、スピーディかつタイムリーな情報の発信・提供を進めていきます。</p> <p>令和3年4月開設予定</p>	<p>SNSの活用</p>

7 自主財源の確保	
財源の確保	担当部署：総務課、地域福祉課、在宅福祉課
事業項目及び計画、概要	期待される効果及び特記事項
<p><b>(1) 会員会費の加入促進（7月強化月間）</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業</b></p> <p>本会の法人設立時（昭和54年12月1日）から、自主財源として賛助会員制度を実施してきました。その後、平成12年度から地域福祉活動のより一層の充実を図るために住民会員制度として世帯・個人会員を展開しています。</p> <p>1口500円（年額）とし、各地区自治会連合会及び連絡会に協力をいただきながら、市民の方々へ会員募集をさせていただきます。</p> <p>また、世帯・個人会費は、第5次地域福祉活動計画に基づき、社協13支部における地域福祉の推進事業費に全額活用しています。</p> <p>令和3年度予算：10,841,000円（R2：10,150,000円）</p> <p><b>※令和3年度会費予算</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯・個人、賛助会費：8,800,000円（R2：8,000,000円）</li> <li>○特別団体会費：1,600,000円（R2：1,700,000円）</li> <li>○施設会費：441,000円（R2：450,000円）</li> </ul>	<p>会員会費の加入促進</p>
<p><b>(2) 日本赤十字社募金の推進（5月強化月間）</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：日本赤十字社埼玉県支部上尾市地区</b></p> <p>日本赤十字社は地方公共団体の協力のもと、全国で展開されています。昭和27年には、日本赤十字法に定義され、国内だけでなく国外で発生した自然災害や戦争による被災者救援、保健衛生指導の活動をしています。その活動は、普遍的・長期的なものであり、安定した資金が必要となるため、毎年募金活動を実施しています。</p> <p>1世帯あたり220円を目安額とし、各地区自治会連合会及び連絡会に協力をいただきながら、市民の方々へ募金募集をさせていただきます。</p> <p>また、日本赤十字社募金の15%が、上尾市地区における事務費です。</p> <p>令和3年度目標金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般活動資金：10,824,000円（R2：11,023,000円）</li> </ul>	<p>日本赤十字社募金の推進</p>

○特別活動資金：1,162,000円 (R2：1,165,000円)

令和3年度事業計画

- 上尾市内における活動資金（会費や寄付金）の募集
- 上尾市内における赤十字講習会等の開催
- 上尾市内の住家における災害救護活動及び物資等の配分
- 上尾市内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- 地区赤十字配備品の管理
- 各種義援金等の取扱い
- 日本赤十字社埼玉県有功会上尾市支会との連絡調整 ほか

**(3) 赤い羽根共同募金運動の推進（10月1日～3月31日）**

**※予算書におけるサービス区分：埼玉県共同募金会上尾市支会**

赤い羽根共同募金は、昭和22年から全国で展開され、当時は戦災者（孤児）、引揚者の救護事業に配分していました。昭和26年以降は、社会福祉事業法に定義され、『地域から孤立をなくそう』を全国共通助成テーマとし、地域福祉充実のために住民参加の理解を得て、様々な福祉活動のために展開しています。

1世帯あたり320円を目安額とし、各地区自治会連合会及び連絡会に協力をいただきながら、市民の方々へ募金募集をさせていただきます。

また、赤い羽根共同募金の50%は、上尾市内における共同募金の一般配分事業（主な事業は、要（準要）保護児童生徒の遠足費等補助、関係福祉団体育成、あゆみ号貸出事業、社協だより発行等）に活用しています。

残り50%は、埼玉県共同募金会が広域的な配分として県内の福祉施設・団体等へ配分委員会を経て配分しています。

令和3年度目標金額

募金種別	令和3年度	(令和2年度)
戸別募金	13,423,000円	(13,430,000円)
個人大口募金	100,000円	(150,000円)
街頭募金	200,000円	(300,000円)
学校募金	350,000円	(300,000円)
職域・カード募金	990,000円	(980,000円)
法人募金	900,000円	(900,000円)

赤い羽根共同募金運動の推進



<p><b>(4) 歳末たすけあい募金運動の推進 (10月1日～12月31日)</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：埼玉県共同募金会上尾市支会</b></p> <p>歳末たすけあい募金は、明治39年に歳末同情週間が広まり、小地域単位での物品の持ちより運動や寄付金で餅などが配られたのが始まりです。以後、共同募金運動と一元化され、『つながり ささえあう みんなの地域づくり』をスローガンに地域住民同士の「たすけあい」「ささえあい」を尊重し展開しています。</p> <p>1世帯あたり190円を目安額とし、各地区自治会連合会及び連絡会に協力をいただきながら、市民の方々へ募金募集をさせていただきます。</p> <p>また、歳末たすけあい募金の100%は、上尾市内の様々な福祉事業（主な事業は、低所得世帯への援護金、支部社協・ボランティア・福祉団体・NPO法人等、歳末福祉事業を実施する団体へ配分）に活用しています。</p> <p>※歳末たすけあい配分委員会にて審議</p> <p>令和3年度目標金額</p> <table border="1" data-bbox="108 981 928 1227"> <thead> <tr> <th>募金種別</th> <th>令和3年度</th> <th>(令和2年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸別募金</td> <td>8,914,000円</td> <td>(8,985,000円)</td> </tr> <tr> <td>街頭募金</td> <td>300,000円</td> <td>(500,000円)</td> </tr> <tr> <td>法人募金</td> <td>300,000円</td> <td>(300,000円)</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td>1,870,130円</td> <td>(1,239,015円)</td> </tr> </tbody> </table>	募金種別	令和3年度	(令和2年度)	戸別募金	8,914,000円	(8,985,000円)	街頭募金	300,000円	(500,000円)	法人募金	300,000円	(300,000円)	繰越金	1,870,130円	(1,239,015円)	<p>歳末たすけあい募金運動の推進</p>
募金種別	令和3年度	(令和2年度)														
戸別募金	8,914,000円	(8,985,000円)														
街頭募金	300,000円	(500,000円)														
法人募金	300,000円	(300,000円)														
繰越金	1,870,130円	(1,239,015円)														
<p><b>(5) 地域福祉基金の受入及び運用</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：地域福祉基金</b></p> <p>上尾市における地域福祉活動の活性化を図ることを目的として、寄付を受入れます。</p> <p>令和3年度は、地域福祉事業に払出します。</p> <p>令和3年度予算：4,466,000円 (R2：4,708,000円)</p>	<p>地域福祉基金の受入及び運用  <b>※地域福祉基金としての収入は、利息等の10,000円程度で、取崩しが主です。</b></p>															
<p><b>(6) ボランティア基金の受入及び運用</b>  <b>※予算書におけるサービス区分：ボランティア基金</b></p> <p>上尾市における地域福祉の向上を目指し、継続的なボランティア活動及び災害ボランティア活動等を行うために組織された任意団体に対し、必要な資金の助成を行うことを目的として、ボランティア基金への寄付の受入れ及び</p>	<p>ボランティア基金の受入及び運用  <b>※ボランティア基金としての収入は、寄附金等の150,000円程度で、取崩しが主です。</b></p>															

<p>運用を行います。</p> <p>令和3年度は、ボランティアセンター事業や、福祉団体の事業に対し、ボランティア基金の有効な活用に努めていきます。</p> <p>令和3年度予算：2,998,000円 (R2：2,855,000円)</p>	
<p><b>(7) 売店・自動販売機事業の経営</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：売店・自販機</b></p> <p>収益事業※として、総合福祉センター内売店の経営及び、上尾市公共施設等自動販売機の経営を行うことを目的とします。また、当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当しています。</p> <p>※収益事業とは、社会福祉法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものです。</p> <p>令和3年度予算：24,099,000円 (R2：28,861,000円)</p>	<p><b>売店・自動販売機事業の経営</b></p>
<p><b>(8) 各種委員会の開催</b></p> <p><b>① 募金等検討委員会</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業</b></p> <p>委員会は、各種団体(上尾市自治会連合会、民生委員・児童委員協議会連合会、支部社協、福祉団体等)や本会理事、評議員からの選出による8名で構成されています。(任期：2年)</p> <p>役割は次のとおりであり、この結果については本会会長に答申します。</p> <p>(1) 日赤募金、共同募金の諸課題の方向付け</p> <p>(2) 住民会員会費の諸課題の方向付け</p> <p>(3) 共同募金(一般募金)及び会員会費の用途のうち関係福祉団体等への補助について</p> <p>令和3年度委員会：必要に応じて開催</p> <p><b>② 歳末たすけあい配分委員会</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：共同募金配分金事業</b></p> <p>委員会は、各種団体(上尾市自治会連合会、民生委員・児童委員協議会連合会、支部社協、福祉団体等)や本会理事、評議員からの選出による17名で構成されています。(任期：2年)</p>	<p><b>各種委員会の開催</b></p>

役割は次のとおりであり、この結果については本会会長に答申します。

- (1) 歳末助け合い募金配分計画の策定
- (2) その他、歳末助け合い運動の推進に関すること

令和3年度委員会：必要に応じて開催

### ③ボランティアセンター運営委員会

#### ※予算書におけるサービス区分：ボランティア事業

委員会は、各種団体(ボランティア連絡会、福祉団体等)や本会理事、評議員からの選出による15名で構成されています。(任期：2年)

役割はボランティアセンター事業の調査審議の他、ボランティア基金及び善意銀行助成金の審査を行います。また、この結果については本会会長に答申します。

令和3年度委員会：必要に応じて開催

8 事業展開に向けた組織基盤の強化	
会務の運営、職員の資質向上、情報公開等	担当部署：総務課
事業項目及び計画、概要	期待される効果及び特記事項
<p><b>1. 会務の運営</b></p> <p><b>(1) 監査会の開催</b></p> <p>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業</p> <p>監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成します。また、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができます。(法第45条の18) 任期：選任後、2年以内の定時評議員会終結の時まで</p> <p>社会福祉法人の監事監査は、社会福祉法や社会福祉法人会計基準、社会福祉法人指導監査実施要綱等に則り、実施されます。主に、業務監査と財務監査について行います。</p> <p>令和3年度監査日：令和3年5月予定</p>	<p>監査会の開催</p>
<p><b>(2) 理事会・評議員会の開催</b></p> <p>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業</p> <p>理事は、理事会の構成員として法人の業務執行の決定等法人運営の重要な役割を担っており、法令及び定款を遵守し、法人のため忠実に職務を執行する必要があります。(法第45条の16) 任期：選任後、2年以内の定時評議員会終結の時まで</p> <p>理事会とは、全ての理事で組織され、法人の業務執行の決定を行う重要な機関です。理事会で決議すべき事項としては、関係法令及び定款等で定められており、次のようなものがあります。(法第45条の13第2項第3号他)</p> <p>① 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定</p> <p>② 理事長及び業務執行理事の選定及び解職</p> <p>③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任</p> <p>④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>⑤ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）</p> <p>⑥ 競業及び利益相反取引の承認</p> <p>⑦ 計算書類及び事業報告等の承認</p>	<p>理事会・評議員会の開催</p>

<p>役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）</p> <p>⑧ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）</p> <p>⑨ 社会福祉法人の監事監査は、社会福祉法や社会福祉法人会計基準、社会福祉法人指導監査実施要綱等に則り、実施されます。主に、業務監査と財務監査について行います。</p> <p>令和3年度理事会：令和3年5月及び令和4年3月予定 その他、必要に応じて開催</p> <p>評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、選任します。任期：選任後、4年以内の定時評議員会終結の時まで</p> <p>評議員会は、役員を選任・解任や定款変更等法人の基本的事項について決議し、中立・公正な立場から理事等をけん制・監督する役割を担う機関です。（法第45条の8）</p> <p>評議員会で決議すべき事項としては、関係法令及び定款で定められており、次のようなものがあります。（法第43条第1項 他）</p> <p>① 理事、監事、会計監査人の選任及び解任 ② 理事、監事の報酬等の決議 ③ 理事等の責任の免除 ④ 役員報酬等基準の承認 ⑤ 計算書類の承認 ⑥ 定款の変更 ⑦ 解散の決議 ⑧ 合併の決議 ⑨ 社会福祉充実計画の承認</p> <p>令和3年度評議員会：令和3年6月及び令和4年3月予定 その他、必要に応じて開催</p>	
<p><b>(3) 評議員選任解任委員会の開催</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業</b></p> <p>評議員を選任及び解任するための機関として設置されています。</p> <p>構成員は、外部委員2名、監事1名、事務局員1名です。</p> <p>任期：選任後、4年以内の定時評議員会終結の時まで</p> <p>令和3年度評議員選任解任委員会：必要に応じて開催</p>	<p><b>評議員選任解任委員会の開催</b></p>

<p><b>(4) 役員等選考委員会の開催</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：法人運営事業</b></p> <p>委員会は、各種団体(上尾市自治会連合会、民生委員・児童委員協議会連合会、支部社協、福祉団体等)や本会理事、評議員からの選出による15名で構成されています。(任期：2年)</p> <p>役割は次のとおりであり、この結果については本会会長に答申します。</p> <p>(1) 役員等を構成する選出団体、機関の選考</p> <p>(2) 役員等を構成する学識経験者の選考</p> <p>(3) その他、役員等の構成並びに選考に関すること</p> <p>令和3年度委員会：必要に応じて開催</p>	<p>役員等選考委員会の開催</p>
<p><b>(5) 関係福祉団体の活動助成</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：共同募金配分金事業</b></p> <p>市民活動・ボランティア活動を振興し地域福祉の増進を図るための経費とし、毎会計年度の予算の範囲内で募金等検討委員会※の審議を経て、補助団体及び助成額を決定します。</p> <p>※委員会は、各種団体(上尾市自治会連合会、民生委員・児童委員協議会連合会、支部社協、福祉団体等)や本会理事、評議員からの選出による8名で構成されています。(任期：2年)</p> <p>令和3年度配分先：民生委員・児童委員協議会、各種福祉団体</p> <p>令和3年度予算：948,000円 (R2：948,000円)</p>	<p>関係福祉団体の活動助成</p>
<p><b>(6) 総合福祉センターの維持管理等</b></p> <p><b>※予算書におけるサービス区分：総合福祉センター維持管理事業</b></p> <p>総合福祉センターは、上尾市の福祉の拠点として建設された複合施設で、社会福祉協議会、老人福祉センター「ことぶき荘」、身体障害者福祉センター「ふれあいハウス」、障害福祉サービス事業所「かしの木園」があります。</p> <p>令和3年度予算：32,338,000円 (R2：32,654,000円)</p>	<p>総合福祉センターの維持管理等</p>
<p><b>2. 組織内連携に向けた取り組み</b></p> <p>上尾社協が事業計画に掲げた内容を意識しながら各職員が行動し、部署同士の連携、垣根を超えた情報共有ができる体制づくりとそのための環境整備に取り組む。</p>	<p>組織内連携に向けた取り組み</p>

<p><b>(1) プロジェクトチームの発足及び継承</b></p> <p>各課の職員からなるプロジェクトチームの発足及び継承することで、組織内の連携や部署を超えた OJT を行うとともに、進捗状況を管理し、将来的なビジョンに基づいた適切な法人運営を行う。</p> <p>令和 2 年度プロジェクトチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS 導入プロジェクト</li> <li>・ 会費増強プロジェクト</li> <li>・ 危機管理プロジェクト</li> <li>・ 社協未来プロジェクト</li> </ul> <p>令和 3 年度プロジェクト：令和 2 年度プロジェクト継承</p> <p><b>(2) 職員の資質向上</b></p> <p>職員が現在担当する職務、又は将来担当することが予想される職務の遂行に必要な知識、技能等の修得を推進し、より高い能力や意欲をもった職員を育成することにより、本会が策定した「私たちが目指す職員像」に対応する職員を養成し、地域の福祉増進に資することを目的とします。</p> <p>そのためには、職場研修の実施、自己研鑽に向けた取り組みを行います。</p> <p>令和 3 年度研修予算：363,000 円</p>	
<p><b>3. 情報の公開等</b></p> <p><b>(1) 情報公開の受付</b></p> <p>本会に対する市民の理解と信頼、積極的な参加を図ることを目的とします。</p> <p>文書（電磁的記録含む）の公開を求める者の意思を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮した上で文書を閲覧に供し、又はその写しを交付します。</p> <p><b>(2) 苦情の解決、第三者委員</b></p> <p><b>苦情の解決に向けて</b></p> <p>利用者等からの苦情の適切な解決を図り、利用者等の権利を擁護するとともに、本会が実施する事業の質の向上及び運営の信頼性を高めることを目的とします。苦情解決は、苦情解決責任者（事務局長）及び苦情受付担当者（総務課長、地域福祉課長、在宅福祉課長及びかしの木園長）が対応する体制となっています。</p>	<p>情報の公開等</p>

### **第三者委員とは**

委員は、3人以内とし、中立公正な立場で優れた識見を有する者の中から選定しています。職務については、次のとおりです。

- (1) 苦情の申出を受け付けること。
- (2) 苦情の申出に対する調査、審査及び通知を行うこと。
- (3) 苦情の申出に関し本会から報告を受けること。
- (4) 本会からの助言又は調整の要請に対応すること。